

公立幼稚園・公立認定こども園（教育部分）に通園（予定）のみなさまへ

利用者負担額（保育料）無償化のしおり

令和5年9月1日時点

無償化の対象について

公立幼稚園・公立認定こども園（教育部分）を利用される世帯が、「保育の必要性の認定」を受けると、「預かり保育」についても、無償化の対象となります。**なお、給食費、行事費等の実費は保護者の負担になります。**

「預かり保育」が無償化の対象となるためには、「施設等利用給付2号認定（以下「新2号認定」といいます）」の申請を茨木市に提出する必要がありますので、次のフローに従い、申請が必要か確認し、園もしくは保育幼稚園事業課窓口へ直接必要書類を提出してください。**（4月に入園される方については、園の指示に従い、ご提出ください）**

なお、「新2号認定」の認定開始日は茨木市に申請があった日以降となるため、さかのぼって認定することはできません。また、認定事由の開始日（就労開始日等）が認定開始希望日より後の場合は、認定事由の開始日以降から認定開始となります。

※保育所や認定こども園の保育部分の2号認定（教育・保育給付2号認定）とは制度が異なります。ご不明な点がありましたら、保育幼稚園事業課へお問い合わせください。

どの認定を申請できますか？

子どもを家庭で保育することが困難な理由（保育の必要性）（※）はありますか？

※ 就労、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、求職活動、就学など

はい

いいえ

新2号認定の申請ができます。園または保育幼稚園事業課から必要書類を受け取り、同封している申請書と保育の必要性を証明する書類（詳細は2ページ）をあわせて申請してください。なお、新2号認定を受けた方の預かり保育料は無償化の対象となります（4ページをご参照ください）。

申請は不要です。

（利用者負担額(保育料)は無償化)

保育の必要性の認定とは？

保育の必要性の認定事由は次のとおりです。なお、認定事由により必要書類が異なります。（2ページ参照）

事由	状況	認定期間
就労	月64時間以上労働することを常態としている場合	事由による必要な期間
妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない場合	産前6週（多胎出産の場合は14週）のかかる月初めから産後8週を経過する日の属する月の末日まで
疾病・障害	疾病もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有している場合	事由による必要な期間
介護・看護	同居または別居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を月64時間以上介護または看護することを常態としている場合	事由による必要な期間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	事由による必要な期間
就学	月64時間以上就学することを常態としている場合	事由による必要な期間
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	原則1か月間（※）

（※）認定後、1か月が経過しても就労が決まらない場合は「求職活動報告書」を提出していただき、求職活動の事実が確認できた場合は、認定期間を年度内で最大90日間まで延長することが可能です。

保育の必要性の認定に必要な書類について

保護者それぞれの証明書類が1世帯に1部ずつ必要です。

保護者の状況	必要な書類	注意点
外勤 ・雇用（三親等以内の親族に雇用されている場合を除く） ・自営業（法人） ・内定	別紙2 就労証明書	・有期雇用の場合は、「3 雇用(予定)期間等」に雇用期間の記載が必要です。 ・就労先が複数の場合は、各々の事業所による証明書類が必要です。 ・申請時に就労内定または産前産後休暇中・育児休業中の場合は、就労開始後2週間以内に「就労開始証明書」を保育幼稚園事業課へご提出ください。
自営業	①別紙2 就労証明書 ②確定申告書(写) ③源泉徴収票や直近3か月分の給与明細 ※専従者または三親等以内の親族に雇用されている者のみ	・②については、令和5年中に開業した場合は開業届(写)、開業2年目以降は直近の就労者自身の確定申告書(写)を提出してください。 ・③については、専従者としての氏名が記載された確定申告書(写)もしくは、開業届(写)、給与明細(直近3か月分)等を提出してください。 ・就労先が複数の場合は、各々の事業所による証明書類が必要です。 ※就労証明書のみでは認定できませんので、必ず該当する書類をご提出ください。
内職	別紙3(おもて) 内職証明書	就労先が複数の場合は、各々の事業所による証明書類が必要です。
妊娠・出産	母子手帳(写)	・保護者の氏名の記載がある表紙と、分娩予定日の記載があるページの写しを提出してください。 ・申請書に、出産予定の有無及び出産(予定)日を必ず記入してください。
疾病	医師の診断書	・病名、治療期間、通院頻度等が分かるものが必要です。 ・就労をしている場合は、別紙2「就労証明書」を併せて提出してください。
病人や要介護者を介護(看護)している	①医師の診断書等 ②介護・看護等スケジュール	・①については、要介護者の状態や要介護状態が分かるものが必要です。 ・②については、1週間当たりの介護(看護)に要する時間や日数が分かる内容のものが必要です。
兄弟姉妹通所(通学)の付添	①介護・看護等スケジュール ②【兄弟姉妹が障害者手帳(身体・療育・精神)を有していない場合】通所受給者証	・①については、被看護者の氏名及び利用児童からみた続柄、1週間あたりの付添に必要な時間や日数が分かる内容のものが必要です。
障害	医師の診断書等	障害者手帳(身体・療育・精神)を有している場合は提出不要です。
就学	①在学証明書または学生証(写) ②時間割 ③就学期間の分かる資料	・令和6年4月から就学予定の場合は、現在の状況を証明する書類を提出し、左記の書類をいつご提出予定か記載してください。 ・研究室に所属している等で②が提出できない場合は、研究室長や担当教授等による証明書を提出してください。(別紙2 就労証明書参考)。
求職活動中	別紙3(うら) 求職活動申立書	

※別途、上記以外の書類の提出をお願いする場合がございます。

必ずご確認ください事項について

- ・ **新2号認定の認定開始日は、茨木市に申請があった日以降となります。さかのぼって認定することはできませんので、ご注意ください。また、認定事由の開始日（就労開始日等）が認定開始希望日より後の場合、認定事由の開始日以降の認定開始となります。**
- ・ **申請後30日を経過しても保育の必要性の認定に必要な書類の提出がない場合は、申請を却下することがあります。**
- ・ **育児休業を取得中の場合は、新2号認定の対象となりません。**
 預かり保育等の利用は可能ですが、無償化の対象外となりますので、実費負担となります。育児休業から復帰し、新2号認定を受けたい場合は、**復職日が決定後**、復職日までに「茨木市施設等利用給付認定申請書（2・3号用）」等必要書類を茨木市に提出してください。
- ・ 他の幼稚園等に転園される場合は、施設等利用給付認定申請書を再度ご提出いただく必要があります。
- ・ 次のときは、保育幼稚園事業課に「茨木市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書（A-②）」または「茨木市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更届出書（B-②）」の提出が必要です。

施設等利用給付認定変更申請書（A-②）	施設等利用給付認定変更届出書（B-②）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の就労状況等に変更があったとき。 （退職、転職、勤務場所、勤務日数、勤務時間の増減等） ・ 転出、退園、施設の利用を終了するとき。 ・ 妊娠されたとき。 （就労の方は産前休暇開始日までに提出してください） ・ 施設等利用給付認定の申請後、保育所等に入所する等によって、公立幼稚園・公立認定こども園の1号部分（教育部分）に入園しないこととなったとき（※）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所、家族構成等、世帯の状況に変更があったとき。

- ・ **新2号認定決定後、保育の必要性の有無の確認のため、毎年現況調査を行います。調査の結果、保育の必要性が確認できなかった場合、原則として保育の必要性がなくなった日までさかのぼって新2号認定を取り消します。**
 また、**保育の必要性が確認できない期間中に預かり保育を利用した場合は、預かり保育料を後日お支払いいただくことがあります。**保育の必要性の有無が変更となった場合は、速やかに保育幼稚園事業課まで必要書類をご提出ください。

※私立幼稚園や私立認定こども園の1号部分（教育部分）と併願し、どちらにも施設等利用給付認定の申請をされた場合は、どの園に入園するか決定次第、保育幼稚園事業課へお手続きが必要です。お手続きがない場合、認定できない場合がございますので、ご注意ください。

月途中の入退園・転出入のときの注意点

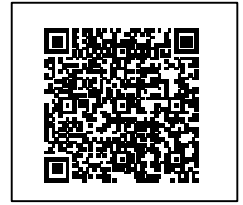
- ・ 月途中の入退園をされる場合は、あらかじめ茨木市にその旨を届出してください。
- ・ 茨木市から転出するときは、**転出日の前日をもって認定を取り消します。**
- ・ 原則転出日以降の期間に対して茨木市から施設等利用費の支給を受けることはできません。
 （ただし、転出先の市町村との調整により、転出された月の月末まで茨木市から支給する場合があります。
 なお、卒園する月については茨木市から支給します。）
- ・ 転出日以降の期間については、**転出先の市町村に施設等利用給付認定の申請が必要か確認し、施設等利用費の支給を受けられるよう必ず手続きをしてください。**
 【例】8月10日に転出する場合、8月9日までは茨木市にて、8月10日以降は転出先の市町村で施設等利用費の支給を行います。
- ・ 施設等利用費の支給額は、その月の転出日の前日までの平日の日数及びその月の平日の日数にもとづいて日割りします。

施設等利用給付認定の申請に必要な書類について

(幼児教育・保育の無償化手続きについて)

以下2点の書類が必要です。必要書類は、公立幼稚園・公立認定こども園または保育幼稚園事業課から取得いただくか、市ホームページからダウンロードできます。

- ① 茨木市施設等利用給付認定申請書（2・3号用）
- ② 「保育の必要性」の認定に必要な書類
(「保育の必要性の事由」ごとに異なりますので、詳細は2ページをご覧ください。)



① 利用者負担額

利用者負担額（保育料）はいくらまで無償になりますか？

利用者負担額は**全額無償**になります。

※利用者負担額以外の実費徴収（給食費、おやつ代、日用品代等）は無償化の対象となりません。

ただし、一定の条件に該当する場合、副食費（おかず代等）は徴収が免除されます。（6ページ参照）

② 預かり保育

幼稚園・認定こども園の預かり保育の無償化について

市から「**新2号認定**」を受けた場合、「預かり保育料」についても**無償**になります。

※「**新2号認定**」は、**茨木市に申請があった日以降の認定となります。**
さかのぼって認定することはできません。

※**新2号認定を受けていない期間は、無償化の対象となりません。**

※**新2号認定は、預かり保育の利用を確約するものではありません。**

定員等により希望する日に利用できない場合があります。

③ 認可外保育施設等

認可外保育施設等利用の無償化について

玉島・庄栄幼稚園（※1）に在籍している場合（※2）、認可外保育施設等（※3）の利用も、無償化の対象となります。（上限があります）

（※1）玉島幼稚園は令和7年度末に廃園、庄栄幼稚園は令和6年度から認定こども園となります。

令和6年度以降は、新2号認定を受けた庄栄幼稚園の在園児が認可外施設等を利用された場合、認可外施設等利用分については無償化の対象外となります。

（※2）認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる条件（預かり保育を実施していないか、

「①教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満または②年間の開園日数が200日未満のいずれか」）に該当しているためです。

（※3）認可外保育施設等とは、認可外保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を含みます。茨木市から無償化の対象として確認を受けた施設が対象です。

（市内の対象施設は市ホームページに掲載しています）

複数のサービスを利用した場合も、月額上限の範囲で対象となります。

(幼児教育・保育の無償化の対象施設)



認可外保育施設等を利用した場合、いくらまで無償になりますか？

幼稚園の預かり保育の無償化分（※）と認可外保育施設等を合わせて、月額上限11,300円まで無償になります。

幼稚園の預かり保育の無償化分と実際に認可外保育施設等に支払った額の合計と、月額上限11,300円を比較して、少ない方の額が、施設等利用費の支給額です。

【利用例】

新2号認定で、預かり保育料の無償化分が7,200円、認可外保育の利用料が6,000円の場合

⇒ 預かり保育料の無償化分7,200円 + 認可外施設利用料6,000円 = 13,200円

① 費用合算 13,200円

② 無償化上限 11,300円

②の11,300円の方が少ないため、施設等利用費の対象額は、11,300円です。

施設等利用費の支給額は、

11,300円（無償化上限） - 7,200円（預かり保育料無償化分） = 4,100円、

実質負担額は、

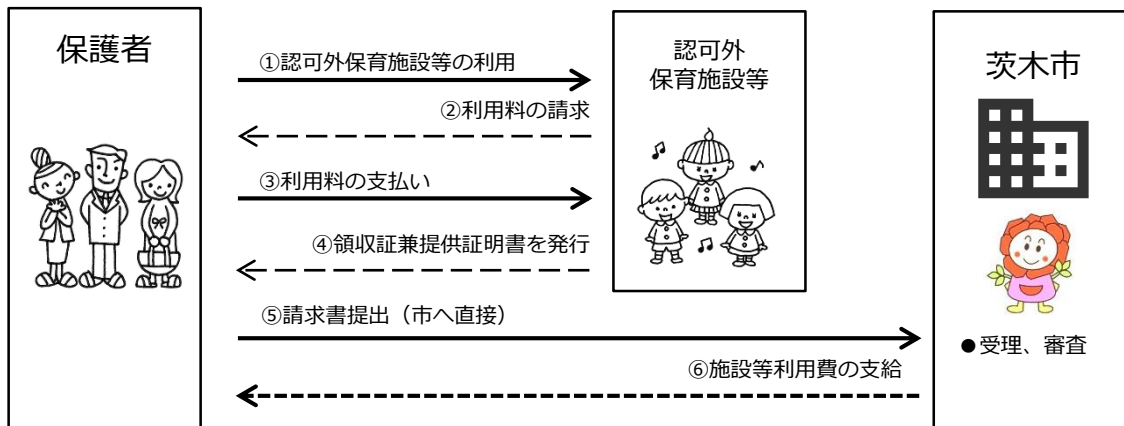
6,000円（認可外施設利用料） - 4,100円（支給額） = 1,900円です。

（※）利用月中の預かり保育の利用回数に応じて、14：00～16：00の時間帯の利用は1回400円、その他の時間帯は1回450円を無償化分としてカウントします。（実際の費用負担はありません。）

③ 認可外保育施設等

認可外保育施設等利用料に対する施設等利用費の支給方法について

認可外保育施設等利用料の無償化は、「**いったん保護者が施設等に利用料を支払い、無償になる部分については後から市に請求し施設等利用費の支給を受ける**」方法（償還払い）です。



利用施設等から受け取った「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」の金額等を確認の上、請求書部分を記入・押印し、保育幼稚園事業課に提出してください。

原則、領収証等の再発行はできません。提出まで大切に保管してください。

請求の時期は以下のとおりです。（原則、3か月ごとに請求してください）

4～6月利用分：7月上旬、7～9月利用分：10月上旬

10～12月利用分：1月上旬、1～3月利用分：4月上旬

利用施設の都合等により、請求時期に間に合わない場合は、必要書類が揃い次第、提出してください。

茨木市が審査を行い、**申請から2か月程度**で、指定の口座に振込みます。

※請求時期が過ぎた場合でも、請求書類を提出すれば、審査のうえ、指定の口座に振込することが可能です。

（ただし、利用した月の翌月1日から起算して2年を超えると施設等利用費の請求はできません）

副食費（おかず代等）の無償化内容

認定こども園（教育部分）に在籍している児童で、下記に該当する場合は、副食費の徴収が免除されます。

■ 対象

① 市町村民税所得割課税額※77,101円未満の世帯の児童

※市民税所得割課税額は、税額控除前の額（調整控除及び税額調整を除く）が適用されます。

② 小学校3年生以下のきょうだいの中で数えて3番目以降の児童

③ 生活保護世帯、里親（養育里親・養子縁組里親）である世帯

※里親（養育里親・養子縁組里親）である世帯は里親であることの証明を提出してください。

■ 内容

副食費（おかず代等）として実費徴収される費用について免除します。

※給食費すべてが対象ではありません。

ごはん・麺・パン等の主食費や、預かり保育時間中に提供された給食・おやつについては免除されません。

※おやつのみ提供される日など、給食実施日以外に提供する副食費は免除されないため、主食費等と一緒に支払いただきます。



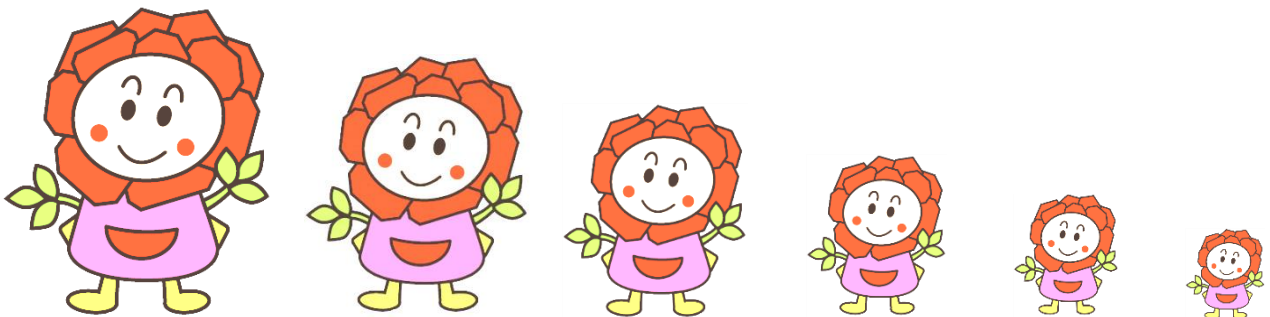
④ 副食費

副食費免除対象者への通知について

免除の対象となる方には、「茨木市利用者負担額決定（変更）通知書」により茨木市から通知します。

副食費における留意事項

- ・保育料（利用者負担額）は、課税状況に関わらず全員が無償ですが、**市町村民税の申告または確定申告をしていない場合は、副食費の免除が受けられない場合があります。**
- ・税額変更や、婚姻・離婚等による保護者の異動があった場合は、すみやかに茨木市に申告が必要です。それらにより、徴収免除の対象ではないことが判明した場合は、免除された副食費について、追加徴収が発生する場合があります。



【問合せ先】茨木市 こども育成部 保育幼稚園事業課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 072-620-1638（直通）

（受付時間 月～金（祝日・年末年始除く）8：45～17：15）